# 人事院規則二―一〇（国家公務員倫理審査会事務局の組織） （平成十一年人事院規則二―一〇）

#### 第一条（趣旨）

国家公務員倫理審査会事務局（以下単に「審査会事務局」という。）の組織については、法、倫理法又は規則に別段の定めのある場合を除き、この規則の定めるところによる。

#### 第二条（事務局長）

審査会事務局の長は、事務局長とする。

##### ２

事務局長は、会長の命を受けて、審査会事務局の事務を総括し、当該事務に関し審査会事務局の職員を指揮監督する。

#### 第三条（参事官）

審査会事務局に、参事官二を置く。

##### ２

参事官は、命を受けて、審査会事務局の所掌事務を分掌する。

##### ３

人事院の定めるところにより、参事官のうち一を首席参事官と称する。

#### 第四条（参事官補佐等）

参事官の下に、人事院の定めるところにより、参事官補佐、倫理企画官、倫理企画専門官、倫理審査官及び倫理審査専門官を置く。

##### ２

参事官補佐は、参事官を補佐し、その命を受けて、審査会事務局の事務に従事する。

##### ３

倫理企画官、倫理企画専門官、倫理審査官及び倫理審査専門官は、命を受けて、審査会事務局における専門の事務に従事する。

#### 第五条（組織の細目）

この規則に定めるもののほか、事務分掌その他の組織の細目に関し必要な事項は、人事院が定める。

# 附　則

この規則は、公布の日から施行する。